

みえ半導体産業振興方針素案策定業務委託

業務仕様書

1 目的

三重県は、半導体を含む電子部品デバイス産業の製造品出荷額等が20年連続全国1位であり、日本の半導体産業における重要な地域である。

一方、昨今国内において半導体関連産業の大規模投資が続いており、自治体間の誘致競争が激化している。本県でも、令和5年3月に産学官の連携のもと、みえ半導体ネットワークを設立し、人材育成・確保や操業支援等の取組を実施している。

今後も本県の半導体産業の更なる振興のためには、国内外・県内の現状等を分析の上で、将来、本県の半導体関連産業のめざすべき姿を定めた「みえ半導体産業振興方針（以下「振興方針」という。）」を策定し、企業や教育機関等の半導体産業に携わる方々が共通理解のもと、さらに取組を深化させていく必要がある。

本業務は、みえ半導体産業振興方針の素案策定を委託するものである。

2 委託業務名

みえ半導体産業振興方針素案策定業務委託

3 履行期間

契約日から令和9（2027）年3月12日（金）まで

4 業務概要

委託業務の内容は、次の各項目のとおり。本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜委託者へ提案すること。また、骨子とそれに付随する調査結果について、令和8年9月中旬頃までに提示するものとする。

(1) 振興方針素案の策定

ア 振興方針素案の検討

本県の半導体産業振興及び産業全体の成長を目的に、下記事項を基本とする振興方針素案を策定する。

(ア) 基本理念、コンセプト、将来像の検討

- ・本県の優位性及び県内地域特性を活かした半導体産業の方向性
- ・県内半導体産業の活性化に伴う新たな県内産業の展開・可能性 等

(イ) 今後の半導体関連産業集積戦略の検討

- ・更なる半導体関連産業集積に向けた企業誘致の方向性
- ・県内各地域の特性を踏まえた関連企業誘致や県内再投資に向けた県として必要となる支援の方向性

(ウ) 産学官等関係機関との連携の方向性、各主体に期待される役割の検討

- ・連携強化に向けた、企業、大学・高専等教育機関、自治体、その他関係機関の役割

(エ) 県内半導体関連企業のサプライチェーン強靱化の方向性の検討

- ・各主体の強みを活かし国内外と差別化できる研究・開発分野（設計、装置、材料、応

用技術等)

- ・ユーザー企業、装置・材料メーカー、デバイス企業等との共同研究の可能性
- ・県境を越えた広域的な連携の方向性 等

(オ) 半導体関連専門人材の育成、確保の方向性の検討

- ・前工程、後工程で必要とされる技術を踏まえた人材育成・確保
- ・半導体製造に係る人材育成拠点整備の検討
- ・高度外国人材の受入体制整備（産学官等の関係機関の役割等）の検討 等

(カ) 今後期待される海外企業、政府、アカデミア等との連携内容の検討

(キ) (ア) を実現するにあたり必要なインフラ等の検討

(ク) 振興方針の推進に係る重要業績成果指標（KPI）の検討

イ 振興方針素案策定のための調査・分析等

振興方針素案策定に係る以下事項について、令和7年度のみえ半導体産業振興方針（案）策定業務委託における調査・分析等結果を踏まえた調査・分析等を行う。

(ア) 国内外、県内の半導体産業や関連産業の調査・分析

- ・半導体デバイス、装置、材料等の売上高及びシェアの推移
- ・半導体関連メーカーの共同研究組織、研究開発費、設備投資額等の推移
- ・県内半導体関連企業のサプライチェーン 等

(イ) 社会情勢・環境、半導体ビジネスモデルの推移の調査・分析

- ・半導体関連メーカーの戦略、ビジネスモデル等の比較、推移
- ・半導体市場、ユーザー、半導体応用製品の変遷
- ・他県における半導体関連企業立地支援内容（優遇措置等）の比較
- ・国内の半導体関連専門人材育成方法（人材育成施設の整備状況、費用、効果等）
- ・高度外国人材の受け入れ体制（製造業関連企業の受入状況、行政等の役割） 等

(ウ) 過去の県及び国内の半導体関連施策の効果・検証

- ・県内及び国内の半導体関連企業の立地、撤退、合併、買収等の推移
- ・上記の特徴や成功、失敗要因の分析 等

(エ) 更なる集積に向けて求められる関連企業及びサプライチェーンの調査・分析

- ・県内の半導体関連企業で不足している、国内の半導体装置、材料等のグローバルサプライチェーン
- ・サプライチェーン構築に当たり必要となる物流システム
- ・県内地域別の半導体産業集積の可能性
- ・県内の半導体関連企業の分野毎の整理・分析 等

(オ) 半導体関連企業立地に係るインフラ条件等の調査・分析

(カ) その他、振興方針素案策定に当たり必要となる項目の調査・分析

(2) 「みえ半導体産業振興方針に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の運営

委員等の意見を集約し、振興方針に反映させるための有識者会議運営に係る以下①～④の業務を行う。なお、有識者会議に係る委員は本県が指定する者（7名程度）とし、令和8年度中に有識者会議を下記の予定で4回程度開催する予定（Webによる開催含む）。

ただし、委員の謝金及び旅費は県負担とする。

- ア 有識者会議開催の準備（委員等との調整、資料作成、会場手配 等）
- イ 有識者会議への参加及びファシリテート
- ウ 議事録の作成（有識者会議終了後、指定する日までに委託者へ提出する。）
- エ その他有識者会議運営に係る業務
（有識者会議予定）
 - ・ 6月頃 三重県の半導体産業の課題等について（上記イ、ウに限る。）
 - ・ 8月頃 課題に応じた取組の方向性、めざす姿等について
 - ・ 10月頃 めざす姿やKPIを踏まえた具体的な取組案等
 - ・ 12月頃 振興方針素案について

(3) その他上記（1）及び（2）に付随する業務

5 成果品の提出

業務受託者は業務委託終了後、下記に留意のうえ、成果品を県に提出するものとする。

(1) 提出方法

成果品の内容や体裁は次のとおりとする。

- ア 業務完了報告書
A4判。電子データ（Word またはExcel）と紙（A4両面）1部
- イ 振興方針素案
電子データ（Word 及び PDF） ※概要版も提出すること（PowerPoint 及び PDF）
- ウ 有識者会議議事録
電子データ（Word）
- エ 調査資料集 原稿
- オ その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料

(2) 提出期限

提出期限は、履行期限である令和9年3月12日（金）までとする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。